

地域農業の将来ビジョン確立に向けた情報発信業務

企画提案審査要領

令和4年 11 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「地域農業の将来ビジョン確立に向けた情報発信業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

審査項目	審査内容	配点	
1 企画提案内容が優れていること	① 全般（トータルコンセプト） ・ 本業務の趣旨・目的等、県の意図を正確に理解しており、企画提案の内容が的確であるとともに、誰もが理解しやすい内容となっているか。	15	85
	② 動画制作 〔地域ぐるみで農業の維持・発展に取り組む地域の姿の紹介〕 ・ 地域農業に関心をもってもらえるよう、県民の興味を引くような訴求力の高いものとなっているか。	20	
	③ 動画制作 〔地域計画の策定に向けた取組や制度等の紹介〕 ・ 受け手の理解を深めるような創意工夫がなされた提案内容であるか。	20	
	④ チラシの作成 ・ 発想や内容に優れ、受け手の関心をひきつけ、興味を引くような訴求力の高い提案内容であるか。	20	
	⑤ 自由提案 ・ 業務の効果を更に高めるための独自の提案があり、その内容が優れたものとなっているか。 ・ 効果的な内容であるか、実現可能性があるか。	10	
2 業務実施に十分な体制を有すること	・ 過去の業務実績や業務執行体制等の内容から、提案内容の業務を十分に実施する能力があると認められるか。	10	10
3 見積りが適正であること	・ 予算の範囲内で見積もりが行われているか。また、積算単価、数量が適正であり、提案内容との整合性等がとれているか。	5	5

※ 採点基準は後述のとおり。

3 審査方法

- (1) 参加者の企画提案書に基づく説明により審査を行う。
- (2) 参加者が6者以上場合には、県が、2の審査項目で定める審査項目により企画提案のみによる書面審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、参加者の企画提案書に基づく説明により審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 委員会の委員は、参加者による企画提案書の説明に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
なお、順位点の合計に基づき上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	5点の項目	10点の項目	15点の項目	20点の項目
非常に優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
妥当である	3	6	9	12
やや不十分である	2	4	6	8
不十分である	1	2	3	4